

平成28年度第2回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議 委員発言概要

(1)DV防止対策について

①DV防止対策関係事業について

(中村会長)

専門家向け、高校生向け、教職員向け、大学生向けと多様な研修を行っているが、特に福祉、医療など専門家を対象とした研修会ではどのような意見があったか。

(男女参画・県民協働課)

一般の方よりは被害者に近い現場の方が対象であるが、体系的にDVについて話を聞くことがなかったので、非常にいい機会であったという意見があったり、大きな協議会で話を聞いた方が自分の地域でも広めてほしいという声も出たりして、専門家の方への研修は今後の広がりを含めて効果が大きいと感じている。

(会長)

研修の対象者は471名の予定であるが、昨年度に比べて増えているのか。

(男女参画・県民協働課)

後ほどお答えする。

(中村会長)

高校などの状況はどうか。

(堀川委員)

記載されているのは県の事業だが、本校でも松前町の人権擁護委員にお話しをいただいております、多くの学校でこういった講座が開催されている。

(中村会長)

研修の前後では理解度が上がっているというデータがあり、特に高校生は受講前よりも受講後に知識も増えていて、対処行動ができるような結果が出ている。ただ、先ほど報告があったように相談窓口については、どこに行ったらいいのかわからないという結果も出ている。

(渡邊委員)

高校教職員向けの研修では、どのようなお話をされて、先生方はどのように感じたのか、教えていただきたい。

(男女参画・県民協働課)

「子どもの将来や現在の交際についてはもちろんであるが、親の DV が子どもに及ぼす影響を考えながら子どもに接することが必要であるという気付きを得た」とか、「普段、生徒指導や生徒と接する上でよい気付きになった」といった感想があった。

(中村会長)

教員は、生徒や学生が DV を受けているということよりも、むしろ家族の問題が子どもに与える影響を考慮しないといけないということを実感していると思う。

(山本委員)

先ほど体系的な研修という話があったが、研修の資料など具体的に一度見せていただければと思う。私は県の人権施策推進協議会の副会長でもあるが、DV は人権にも関係しており、家庭環境に関する支援、DV が発生した場合の窓口へのアプローチの仕方など様々な問題があり、どういうところに重点を置いているのか一度知りたいなと思う。

(男女参画・県民協働課)

ありがとうございます。御用意して、委員の皆様がたの御意見も聞かせていただき、反映したいと思う。

また、先ほどの御質問であるが、27 年度の研修は合計 200 名の方に参加いただいており、今年度は倍増している。

(中村会長)

婦人相談員の相談件数の中の 4,185 件は何人で対応しているのか。

(子育て支援課)

県の婦人相談員は 4 名、6 市に 9 名、計 13 名で対応している。

(中村会長)

一人あたり相当な負担があると思うが、その方は専従なのか、兼務していることもあるのか

(子育て支援課)

専従である。相談員が相談を聞くが、当然相談員だけでは対応できないので、福祉総合支援センター職員や警察など関係機関につないでいただき処理に当たっている。

(市川副会長)

婦人相談員の相談内容の中で、いわゆるDVの関係件数や関係機関につないだ件数などは把握しているのか。

(子育て支援課)

762件がDV関係である。その他親子関係や親族関係、近所の問題などあらゆる相談に対応している。

DVの中には重篤なものもあるし、傾聴しアドバイスで終わった事例もある。警察が対応しなければならない事例は当然警察や関係機関につなぐといった対応をしている。

(市川副会長)

内容ごとの件数は把握していないのか。

(子育て支援課)

先ほど一時保護をした件数が30件と報告したが、重篤なケースはこのような形で相談員が警察につないで、一時保護につながるという事例になろうかと思う。

(市川副会長)

その整理は難しいのかもしれないが、DVの相談に来て、警察や支援センター婦人相談所につなぐようなDV事案が何件くらいあるのか把握して、分析や整理をしておくべきではないかと思っている。

(子育て支援課)

当然、相談員は受けた事案がその後どういう経路になったかということは整理している。

(中村会長)

こういう場合にはこういう対応をしてうまくいったというのが次からのモデルになる。パターンを作れば、愛媛ルートのようなものが明確に示されて、相談員も活動しやすくなるのではないかと思う。今後の課題としてよろしく願いたい。

③愛媛県 DV 防止対策連絡会地域ブロック別担当者会の協議内容について

(笠松委員)

7月にこの会議に参加した際には DV 事案は聞いてなかったが、その後、ある案件で DV の方と関わることとなり、非常に重篤な案件で、どう関わっていけばいいんだろう、どう関係を作っていけばいいんだろうと考えている。障がいの問題、子どもの問題やお金の問題、友だちの問題などいろいろ絡んでいる。自分も勉強していい御支援ができるようにしていきたいと感じている。

(中村会長)

市川副会長が言われたことにもつながると思うが、問題点がどのように解決されているかというルートづくりが今後求められている。そのために、こういう担当者会が開催されて、あの警察にはあの人がいるといった人と人との関係の構築によって解決がスピードアップすると思う。

先ほど聾学校での研修の話があったが、弱者が巻き込まれることは想定されるが、そういったことも含めて意見はないか。

(山本委員)

DV と障がいといった複数の問題がからむ場合は、解決ネットワークとして様々なチャンネルが必要。研修会等で人事交流をして、情報を共有したり、ネットワークを通じて課題の解決方法を探ったりといったことが大切である。

(中村会長)

これらは相談に携わっている方が現実に処理した事例なのか。

(男女参画・県民協働課)

非公開ではあるが、相談窓口から実際の事例をお話いただいて、自分たちだったらどう解決していくのかという検討をしたもの。

(中村会長)

先ほどの、保護して次の機関につなげたケースが何件という話にも関係してくるのかなと思う。

(市川副会長)

DV 防止対策には、事前に情報を提供して発生を未然に防ぐということと、起きた案件にどう対応するか、そのための体制作りがどうなっているかということが大切。

DV の相談のうち、関係機関につないだ件数と具体的にどういう機関につないだか、うまくいった事例の分析は必要だと思っている。

その上で、どう連携するかということで、例えば、性犯罪被害者のワンストップ支援センターができれば、警察官、医療機関、法律関係者、臨床心理士等が一つのグループになって、そこに行けば支援が全てできる体制が整う。DV では難しいと思うが、効果的な支援をしようと思えば、将来的には体制づくりも考えておく必要があるのではないか。そのため、DV の相談に留まらず、それ以降の活動についても情報の把握と整理がいるのではないかと考えている。

(2)意見交換

(中村会長)

中学での教職員の研修を新たにされたが、若年者に向けての教育について何か意見はないか。

(男女参画・県民協働課)

先ほども報告させていただいたが、若年層への教育という観点では、まず大学生を対象に、次に高校生を対象にということで、順に範囲を広げており、稲見委員の紹介により、今年度初めて中学校の教職員を対象に勝山中学校で講座をすることができた。校長先生のご配慮により全教職員に受講いただき、子どもたち自身の交際というよりは親の DV 環境に心を痛めている先生もおられて、そういうことも意識しながら接していきたいという意見があった。DV に関する知識はもとより、自分をきちんと主張できる生き方全般にもつながる内容の講座となっている。寸劇なども評判がよく、来年度も働きかけていきたいと思っている。

(中村会長)

DV ということになるとどうしても性の問題ということに関係してくるが、小学校の先生や看護師が男児への性的虐待に近いような問題で警察沙汰になったというニュースがセンセーショナルに取り上げられていて、小学校も無関係とは言えなくなっている。

(佐藤委員)

心配しているのは親の DV による子どもの傷つきである。

DV の影響による虐待の事例があったときに、本人はもとより、友だちが「先生に相談したらいいよ」と言ってくれるような環境づくりが重要である。

高校生向けの冊子に、自分がもし相談を受けたらとか、DV をしている友達がいたらといったことが具体的に書かれており、非常に分かりやすかった。当事者だけでなく

周囲の子どもにも人権尊重の視点を持つよう育てていきたい。

(中村会長)

教育とか、予防のための啓発活動は随分進んできたと思うが、地域でのブロック会を通じて、その後何か変わったとかこういうシステムができたといったといったことはあるか。

(渡邊委員)

DV の事例では、周囲が同じ視点で見守ることや情報の共有が重要だと感じた。一方で、プライバシーの問題があり、間接的な状況で確認するといった状況もある。

(中村会長)

当事者としてのスキルも倫理観も求められている。

学校でも体制を作っていく際に、プライバシーと情報共有の問題は難しいと思うがどうか。

(堀川委員)

特別支援教育校内委員会を毎月開催している。例えば、家庭の問題で子どもが悩んでいる場合もある。そのことを保護者に言えなくて、教員に相談してくることがあり、何とか保護者に理解してもらう方法を考えなければならない。そのためには、子ども総合相談センターなどと連携して、対応していくことも必要である。

学校として関わることと、地域の相談センターなどが関わることとはそれぞれ違うと思うので、我々ができることを考えていく必要がある。学校としてもできる限り、保護者と面談して、家庭の状況を話してもらい子どもとの関わり方について考えていただけるようにアドバイスしていくことが大切だと思う。そして、いろいろな側面から生徒たちをサポートしていきたいと思う。何かあってからでは遅いので、生徒からのSOSをしっかり受け止めて、早い段階で対応することが重要である。

また、職場のストレスチェックも始まったが、学校でも衛生委員会を毎月開催しており、教職員の健康面での状況を話し合っているところである。お互いに支え合い、助け合える職場環境をつくっていきたいと思う。

高校におけるDV防止の取り組みについて、これまでも多くの御意見をいただいていたが、今年度、生徒指導の研究冊子にホームルーム活動で使える資料として、DV防止に関する内容が取り上げられている。「性と男女交際」というテーマの一つで、「デートDVって知ってる?」というワークシートを作成した。DVについてもっと認知してもらうための資料である。各高校において、大いに活用していただきたいと思う。

(中村会長)

組織を動かすためには声をあげることからはじまる。パワハラやセクハラでもそうだが、声があがったら、組織としては無視できないし、組織的に解決方法を示さなければならぬ。

(笠松委員)

先ほどのケースでは、少しヘルパーを受け入れてくれ、電話がかかってくるようになってきた。ただ、様々な問題が絡む中で、ヘルパーが個人的に悩むところもあり、そこらも問題と考えている。

(中村委員)

人との適度な距離の取り方というのが支援者として悩むところであるが、何かいいアドバイスはないか。

(山本委員)

障がい者の DV を問題は非常に難しい。

金銭的問題については、私も関わっているケースがあるが、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業は利用されているか。

(笠松委員)

それもだめで、後見人も難しいというようなシビアなケース。

(中村会長)

見守ってくれる人がいて、時間が解決してくれるか、その場の対処療法というような方法しか見つからないのかなと感じた。

(山本委員)

そういった意味で、マイノリティに対する DV の対応というのも課題となってくる。今まではそういう人には啓発活動をしてこなかったし、マイノリティの方も言いたいことが言えなかったし、自己実現するためにどういうふうに表現すればいいかという環境も整っていない。これは非常に大事な問題になってくる。またマイノリティの方が一番シビアな DV の被害者になってくるという現実も認識しておかなければならぬ。

(中村会長)

この事例では子どもさんにはサポートが最低必要。親と同じような行動をしてしまうという傾向はあるので、子どもさんへのサポート体制は組織としてきちんとしなければ

ならないと思う。

笠松委員のような熱意のある方が、ある程度の距離をおいて、対処療法しながら時間をかけて組織として対応するのが必要かなと思う。ただ、是は是、非は非で、いいことと悪いことはきちんと伝えていくというのが我々の役割かなと思う。

(笠松委員)

今更遅いが、親だったり、兄弟だったり、守ってあげる人がいれば、こういうことにならなかったのではないかなと思っている。

(中村会長)

ここで交流を持っていただいて、この会議をステーションにして情報収集をされればいいのではないかなと思う。

(笠松委員)

行政の方を動かそうと思っただけで窓口に行く必要があるが、知的障がいを持った方には窓口に行くことも難しい。

(渡邊委員)

民生児童委員もおられて見守りなどされていると思うが、そういった情報を県は把握しているのか。

(子育て支援課)

民生児童委員の方は、相談事例については市町の担当部局にお話をあげていただいて、市町ができることは市町で対応する。

(中村会長)

市町と県のルートというのはあるのか。

(子育て支援課)

もちろんルートがあり、市町でできることは市町が対応し、例えば、児童相談所や警察などにつなぐべき事案があれば市町から連絡する。それぞれ役割分担がある。

(中村会長)

笠松委員にはがんばっていただいて、うまくいくようなことがあれば情報を共有していただければと思う。

(市川副会長)

堀川委員からお話が合ったように DV について子どもたちを教育する時の資料や学校の先生がどのように指導するかという御苦勞を含めて感心した。アンケートで誰に相談するかというところで、一番は誰にも相談しない、次は友だち。学校関係者はほぼゼロであるが、学生という立場で考えると自分にそういうことが起きた場合に、先生に話をするのは難しいから、こういう数字になるのかなと思う。学校では DV がどういうものか、どういう被害を受けるのか、DV はだめだということを教えるのが基本である。そのための体制整備は整っていると思っている。

事が出来てからどうするかという問題をどうするかということになると、昨年、総合法律支援法が一部改正された。一つは司法ソーシャルワークということで、高齢者や障がい者といった自分がどういう状況におかれているのか、自分の権利がどう侵害されているのか、十分に認識できない方のために、法テラスから出かけて行って、本人の問題点を聞いて法的に対応できれば対応する。資力を問わない無料の出張相談といった形の制度ができる。

もう一つはおそらく平成 30 年 1 月から DV、ストーカー関係でも資力を問わない無料法律相談ができるようになる。今でも犯罪被害者関係については対応しているが、DV、ストーカーに特化した講習を受けるといった要件等を設定して法律相談を受ける、場合によっては出張相談するという枠組みを作る方向になっている。特に知的障がい者の DV 被害といったものについては、こちらが待っているというよりは出かけて行く。これも支援者がいるということが重要で、笠松委員のお話を聞いていても、とても大変で、個人的な頑張りが大きいのかなと思うが、システムとして構築することになれば、地域包括支援センターや社協といった最終的には行政につないでいただく必要があると思う。連携体制を構築する、問題をその体制の中で解決するというので、行政には少し汗をかいていただく必要があると思う。

(中村会長)

法テラスの希望のもてる活動の御紹介もいただき、当事者にとっては大きな助けになろうかと思うので、笠松委員にはぜひこういった情報も流してもらえるような組織体制を作っていただければと思う。

本日は、啓発から組織づくり、発生した事案からの対処、対策へのシステムづくり、それを教訓にして支援に当たる人たちのサポートづくりといったところまでお話できたと思う。

(男女参画・県民協働課)

熱心に御審議いただき、ありがとうございました。予算でも取り入れられるところは取り入れて一歩でも進めていきたいと考えている。来年度のこの会議では、数年間に

わたる事業計画等も御審議いただく年度となっているので、DV 防止対策が一步でも進むようお願いしたい。